

## 浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金交付事務取扱要領

浜松市山間地域農業生産活動事業費補助金の交付については、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助の対象者)

第1条 要綱第3条「市内に居住し山間地域において農業を営む農業者及び農業者が組織する団体」については、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 農業生産法人
- (2) 農業協同組合
- (3) 任意の団体にあつては、団体の名称、代表者、規約等が決められている団体
- (4) 認定農業者
- (5) 別表2の採択要件等に該当し、農業委員会委員の選挙人名簿に登録されており、かつ前年度において農業所得の申告があり、引き続き5年間以上農業生産活動が継続される見込みのある農業者

(交付申請書に添付する書類)

第2条 補助金の交付を受けようとする場合は、要綱第4条に定める書類のほかに、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業により整備及び設置する物の形状、規格等が分かるもの(設計書、パンフレットなど)
- (2) 補助対象事業に係る経費を証明するもの(単価構成が分かる設計書又は見積書等)

(実績報告書に添付する書類)

第3条 補助事業が完了したときは、要綱第9条に定める書類のほかに、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し(金額の内訳を含むこと)
- (2) 補助事業完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(書類の提出)

第4条 補助金に係る書類を市長に提出しようとする場合は、申請者が居住する地域を管轄する地域自治センター又は区役所の担当課へ提出することとする。なお、提出された書類の受付は、申請者が居住する地域を管轄する区役所において行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。